告示

○総務省告示第三百六十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第四十項第一号の規定により納付受託者の指定を取り消したので、同条第四十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年九月二十一日

総務大臣　山本　早苗

一　取り消した者

株式会社サークルKサンクス

二　取消年月日

平成二十八年九月一日

○総務省告示第三百六十三号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり同法第三条第三項第五号に掲げる事項につき変更の認定をしたので、同法第七条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月二十一日

総務大臣　山本　早苗

一　名称　株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ

二　住所　三重県伊勢市朝熊町四千三百八十三番三百二十六

三　国外適合性評価事業の区分　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）第二条第一号に係る国外適合性評価事業

四　変更後の対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲

イ　対象とする特定輸出機器の種類

(1)　短距離無線機器（欧州規格（以下「ＥＮ」という。）三〇〇　二二〇―二、ＥＮ三〇〇　三三〇―二、ＥＮ三〇〇　四四〇―二、ＥＮ三〇一　〇九一―二、ＥＮ三〇一　四八九―三、ＥＮ三〇二　二六四―二又はＥＮ三〇五　五五〇―二の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(2)　二・四ＧＨｚ帯ワイドバンド送信システム（ＥＮ三〇〇　三二八又はＥＮ三〇一　四八九―一七の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(3)　携帯電話端末（ＥＮ三〇一　四八九―六、ＥＮ三〇一　四八九―七、ＥＮ三〇一　四八九―二四、ＥＮ三〇一　五一一、ＥＮ三〇一　九〇八―一、ＥＮ三〇一　九〇八―二、ＥＮ三〇一　九〇八―四、ＥＮ三〇一　九〇八―六、ＥＮ三〇一　九〇八―八、ＥＮ三〇一　九〇八―一〇、ＥＮ三〇一　九〇八―一三、ＥＮ三〇一　九〇八―一九又はＥＮ三〇一　九〇八―二一の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(4)　ワイヤレスマイク（ＥＮ三〇〇　四二二―二、ＥＮ三〇〇　四五四―二、ＥＮ三〇一　三五七―二又はＥＮ三〇一　四八九―九の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(5)　五ＧＨｚ帯及び六〇ＧＨｚ帯無線ＬＡＮ（ＥＮ三〇一　四八九―一七、ＥＮ三〇一　八九三又はＥＮ三〇二　五六七の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(6)　放送受信機（ＥＮ三〇三　三四〇、ＥＮ三〇三　三四五、ＥＮ三〇三　三七二―一又はＥＮ三〇三　三七二―二の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(7)　自動車用レーダー（ＥＮ三〇二　八五二―二の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(8)　聴覚障碍者支援誘導ループシステム（ＥＮ三〇三　三四八の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(9)　九Ｈｚ以上九ｋＨｚ未満の無線利用システム（ＥＮ三〇三　三四八の適用を受ける範囲に属する無線機器を除く。）

ロ　業務の範囲

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省令第三号）第三条第一号イの付属書3の業務に限る。

○政治資金適正化委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十一日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五一二四	二八、三〇	久保　文則
五一二五	二八、三〇	田中　貴久

○政治資金適正化委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十一日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
二六七	鈴木　芳德	二八、七、一五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二五七三	佐藤　公彦	二八、六、三〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二八七八	工藤　雅直	二八、八、三〇	本人からの申請
二九〇七	小西　嘉次	二八、八、三〇	本人からの申請

○外務省告示第三百五十四号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Ⅰの一部は、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条の規定に従い、平成二十六年十月一日に効力を生じた。

（平成二十六年六月十一日付け国際海事機関事務局長通知）

平成二十八年九月二十一日

外務大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉

付録Ⅱの国際油汚染防止証書（ＩＯＰＰ証書）の追補（様式Ａ（油タンカー以外の船舶の構造及び設備に関する記録）及び様式Ｂ（油タンカーの構造及び設備に関する記録））中、3.2.1を次のように改める。

3.2.1　油性残留物（スラッジ）のための焼却炉……□

○外務省告示第三百五十五号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Ⅰの一部は、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条の規定に従い、次に記載する日に効力を生じた。

（平成二十七年六月十二日付け国際海事機関事務局長通知（平成二十八年一月一日効力発生、第三規則、第二十八規則及び付録Ⅱ関係）、平成二十八年三月八日付け国際海事機関事務局長通知（平成二十八年三月一日効力発生、第四十三規則関係））

平成二十八年九月二十一日

外務大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉

第三規則5の次に次の6を加える。

6　主管庁は、次に掲げる油タンカーについて、機関が作成する指針を考慮して主管庁が承認する状態に従つて積込みが行われる場合に限り、第二十八規則6に定める要件を免除することができる。

.1　第二十八規則5の規定に従い船長に提供された復原性に関する情報において予測される全ての状態が承認されるような、限られた積付状態における役務にのみ従事する油タンカー

.2　主管庁が承認する方法によつて遠隔的に復原性の確認が行われる油タンカー

.3　承認された積載状態の範囲内で積込みが行われる油タンカー

.4　適用可能な全ての非損傷時及び損傷時の復原性に関する要件を網羅した、承認された限界ＫＧ／ＧＭ曲線が備えられている二千十六年一月一日前に建造された油タンカー

第十九規則2.2中「第二十八規則6」を「第二十八規則7」に改める。

第二十規則1.2及び4中「第二十八規則6」を「第二十八規則7」に改める。